

◎茨城県人事行政の運営等の状況の公表

茨城県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年茨城県条例第2号）の規定に基づき、茨城県の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和6年9月27日

茨城県知事 大井川 和彦

第1 地方公務員法第58条の2第1項の規定による茨城県の人事行政の運営の状況

1 職員の任用の状況

(1) 採用・退職者数の状況

ア 採用者数の状況

区 分	R5. 4. 1～R6. 3. 31採用者数（人）				
	試験採用	選考採用	選考採用の内障害者数	再任用	計
一般職員	282	122	3	227	631
教育職員	0	863	0	425	1,288
警察職員	144	4	0	21	169
合 計	426	989	3	673	2,088

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。

※2 教育職員とは、教員をいいます。

※3 警察職員とは、警察官をいいます。

※4 人事交流等による者を除きます。

イ 退職者数の状況

区 分	R5. 4. 1～R6. 3. 31退職者数（人）				
	定年	勸奨	再任用満了	その他	計
一般職員	0	47	125	237	409
教育職員	0	121	356	534	1,011
警察職員	0	8	13	86	107
合 計	0	176	494	857	1,527

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。

※2 教育職員とは、教員をいいます。

※3 警察職員とは、警察官をいいます。

※4 人事交流等による者を除きます。

※5 「その他」の欄の数は、自己都合、死亡等により退職した者の数を含みます。

(2) 職員数の状況

ア 職員数の状況

区 分	職員数 (人)			会計年度任用職員 (フルタイム) 数 (人)		
	R5. 4. 1	R6. 4. 1	対前年増減数	R5. 4. 1	R6. 4. 1	対前年増減数
一般部門	6,643	6,707	64	15	22	7
教育部門	22,142	22,041	△ 101	0	0	0
警察部門	5,405	5,445	40	0	0	0
合 計	34,190	34,193	3	15	22	7

※1 職員数は、常勤の職員で、退職者・派遣職員を含みます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

## 2 人事評価の状況（令和5年度）

区 分	概 要
一般部門	<p>地方公務員法第23条の2第1項に基づき、職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で、勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力評価 被評価者の標準的な職に応じた評価項目及び行動並びに着眼点により評価を行う。</p> <p>(1) 基準日 10月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 業績評価 評価期間の開始に際し、業務に関する目標等果すべき役割を確定させ、目標及び成果水準の達成について評価を行う。 [技能労務職員等以外]</p> <p>(1) 基準日 9月30日現在及び3月31日現在 (2) 評価期間 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで [技能労務職員等]</p> <p>(1) 基準日 2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p>
教育部門	<p>[一般職員] 一般部門に同じ。</p> <p>[教育職員] 地方公務員法第23条の2第1項に基づき、教職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を把握したうえで、勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力面の評価 評価に当たっての着眼点及びその主な具体例により評価を行う。</p> <p>(1) 基準日 毎年度2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 達成度の評価 自己目標を設定し、自己目標の達成度により評価を行う。</p> <p>(1) 基準日 毎年度2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p>
警察部門	<p>地方公務員法第23条の2第1項に基づき、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力評価 被評価者の標準的な職に応じた評価項目及び行動並びに着眼点により評価を行う。</p> <p>(1) 基準日 11月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 業績評価 評価期間の開始に際し、業務に関する目標等果たすべき役割を確定させ、目標及び成果水準の達成について評価を行う。</p> <p>(1) 基準日 9月30日及び3月31日現在 (2) 評価期間 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで</p>

- ※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。  
 ※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。  
 ※3 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	茨 城 県		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 行 政 職	322,099 円	411,152 円	41.8 歳 月
技 能 労 務 職	300,466	344,947	57.8
小・中学校教育職	350,722	406,468	41.8
高等学校教育職	370,981	435,584	44.5
警 察 職	333,426	459,979	38.1

※1 給与月額とは、月々支給される給料及び職員手当（期末・勤勉手当、退職手当を除く。）の合計額をいいます。

※2 一般行政職とは、警察職・小中学校教員職・高等学校教育職及び技能労務職以外の職員をいいます。

※3 技能労務職とは、現業職給料表適用者をいいます。

※4 小中学校教育職とは、教育職給料表（三）の適用者をいいます。

※5 高等学校教育職とは、教育職給料表（二）の適用者をいいます。

※6 警察職とは、公安職給料表適用者をいいます。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	学 歴	金 額（円）
一 般 行 政 職	大学卒	202,400
	高校卒	170,900
技 能 労 務 職	高校卒	169,000
	中学卒	159,500
小・中学校教育職	大学卒	226,100
	短大卒	206,100
高等学校教育職	大学卒	226,100
	短大卒	203,000
警 察 職	大学卒	231,400
	高校卒	202,100

(3) 経験年数別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	全学歴	259,169 円	302,796 円	350,307 円
技 能 労 務 職	全学歴	-	-	-
小・中学校教育職	全学歴	317,321	355,671	388,486
高等学校教育職	全学歴	322,782	360,096	395,451
警 察 職	全学歴	287,959	335,100	382,275

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(4) 職員手当の状況 (主なもの) (令和6年4月1日現在)

区分	概要										
期末手当 勤労手当 (R6年度)	期末手当				勤労手当						
	6月期	1.225月分	(0.6875月分)		1.025月分	(0.4875月分)					
	12月期	1.225月分	(0.6875月分)		1.025月分	(0.4875月分)					
	計 2.45月分 (1.375月分)				2.05月分 (0.975月分)						
( ) 内は再任用職員に係る支給割合											
退職手当 (R6年度)	(支給率)		自己都合		勸奨・定年						
	勤続20年		19.6695月分		24.586875月分						
	勤続25年		28.0395月分		33.27075月分						
	勤続35年		39.7575月分		47.709月分						
	最高限度額		47.709月分		47.709月分						
(調整額)											
職員の在職期間のうち、職務の級等が高い方から5年分(60月分)の調整月額(21,700円～78,750円)を合計した額により算出する。											
【その他経過措置】											
定年前早期退職特例措置(45～59歳対象 3%～45%加算)											
地域手当 (R6年4月1日現在)	支給対象地域	東京都特別区	小平市	さいたま市 千葉市 府中市	立川市	下野市	新潟市 福井市	県内地域	医師、歯科医師 (全域)		
	支給率	20%	16%	15%	12%	6%	3%	6%	16%		
特殊勤務手当 (R5年度)	手当の名称		支給対象職員			主な支給対象業務			左記職員に対する支給単価		
	代表的な 手当の 名称	支給額 の多い 手当	1 教員特殊業務手当	小学校等に勤務する職員			学校の管理下において行う緊急の業務で非常災害時の児童、生徒の保護又は緊急の防災、復旧の業務等			日額2,250円～8,000円	
			2 警察業務手当	警察本部、警察署に勤務する職員			警察職員が行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等			日額250円～5,500円	
			3 教育業務連絡指導手当	小学校等に勤務する職員			教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導、助言に当たる教務主任等の業務			日額200円	
			4 夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員			深夜に正規の勤務として行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等			勤務1回410円～1,100円	
			5 県税業務手当	税務課、県税事務所に勤務する職員			県税に関する業務等			日額320円～740円	
	多くの 職員に 支給 されて いる 手当		1 教員特殊業務手当	小学校等に勤務する職員			学校の管理下において行う緊急の業務で非常災害時の児童、生徒の保護又は緊急の防災、復旧の業務等			日額2,250円～8,000円	
			2 警察業務手当	警察本部、警察署に勤務する職員			警察職員が行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等			日額250円～5,500円	
			3 教育業務連絡指導手当	小学校等に勤務する職員			教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導、助言に当たる教務主任等の業務			日額200円	
			4 夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員			深夜に正規の勤務として行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等			勤務1回410円～1,100円	
5 解剖作業手当			医療大学付属病院、警察本部、警察署に勤務する職員			死体解剖の補助作業(医師以外の職員)			1体につき3,200円 ※1日5,500円限度		
扶養手当 (R6年4月1日現在)	・配偶者				6,500円 (行政職8級相当は3,500円、 9級相当は支給なし)						
	・子	1人につき			10,000円						
	・配偶者・子以外の扶養親族	1人につき			6,500円 (行政職8級相当は3,500円、 9級相当は支給なし)						
※扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子											
1人につき 5,000円加算											

住居手当 (R6年4月 1日現在)	・借家の場合(家賃16,000円を超える場合に限る。)家賃の額に応じて28,000円限度に支給
通勤手当 (R6年4月 1日現在)	・電車・バスを利用する場合 6箇月定期の価額を基本として1箇月当たり55,000円まで支給 ・乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて2,300円～55,000円を支給 ・通勤距離等を勘案し、新幹線、特急、高速道路の利用が認められる場合、その利用に係る料金等の2分の1の額(20,000円(ETCを利用する場合25,000円)を限度)を加算
時間外勤務手当 (R6年4月1 日現在)	正規の勤務時間外に勤務することを命じられた職員に、その勤務した時間数に応じて1時間当たりの給与額に100分の125から100分の175の範囲内の割合を乗じて得た額

※ 会計年度任用職員(フルタイム)は、扶養手当及び住居手当が支給されません。

(5) 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

ア 給料・議員報酬等

区分	給料・議員報酬の月額 (令和6年4月1日現在)	期末手当 (令和6年度支給割合)
知事	円 1,340,000	6月期 1.70 月分  12月期 1.70 月分  計 3.40 月分
副知事	1,080,000	
議長	1,010,000	
副議長	900,000	
議員	850,000	

イ 退職手当

退職手当	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
知事	給料月額×在職月数× 0.56	36,019,200円	原則、退職時
副知事	給料月額×在職月数× 0.42	21,772,800円	原則、退職時

※ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額をいいます。

(6) 勤務時間(令和6年4月1日現在)

ア 一般職員の勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 一般職員の休憩時間 午後零時から午後1時まで

※職員の申請による時差出勤制度等を導入しております。(例:午前8時から午後16時45分まで)

※特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、上記とは異なります。

(7) 休暇（令和6年4月1日現在）

（一般職員の場合）

年次休暇	1月1日に在職する職員に対して、1年につき20日
療養休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間（悪性新生物以外は上限90日、悪性新生物は上限180日）
特別休暇 （一部）	<p>職員が下記の事由等により勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害により交通が遮断された場合等</li> <li>イ 災害により現住居が滅失又は破壊された場合</li> <li>ウ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合</li> <li>エ 出産する場合</li> <li>オ 配偶者が出産する場合</li> <li>カ 生後満1年6月に達しない子を育てる場合</li> <li>キ 子、父母及び配偶者等を看護する場合</li> <li>ク 生理のため勤務することが困難な場合</li> <li>ケ 親族が死亡した場合</li> <li>コ 結婚する場合</li> <li>サ 骨髄移植のための骨髄提供を行う場合</li> <li>シ 成分献血を行う場合</li> <li>ス 永年にわたって勤続した場合</li> <li>セ 自発的に報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合</li> <li>ソ 夏季において心身の鍛練・元気回復を図る場合</li> <li>タ 親族を介護する場合</li> </ul>

（会計年度任用職員（フルタイム）の場合）

年次休暇	1月継続勤務する職員に対して、その勤務翌月から1月に付き1日、6月以上継続勤務した場合は、勤続年数に応じ1年につき10日～20日（全勤務日の8割以上を出勤した者に限る。）
療養休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間（上限10日）
特別休暇 （一部）	<p>職員が下記の事由等により勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害により交通が遮断された場合等</li> <li>イ 災害により現住居が滅失又は破壊された場合</li> <li>ウ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合</li> <li>エ 生後満1年6月に達しない子を育てる場合</li> <li>オ 生理のため勤務することが困難な場合</li> <li>カ 親族が死亡した場合</li> <li>キ 結婚する場合</li> <li>ク 夏季において心身の鍛練・元気回復を図る場合</li> </ul>

#### 4 職員の休業及びサービスの状況

##### (1) 育児休業承認状況

育児休業の承認期間の状況（令和5年度の新規承認者）

区分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
一般部門	228	120	48	27	16	5	12
教育部門	465	57	55	98	76	72	107
警察部門	140	91	12	10	8	2	17
合計	833	268 (32.2%)	115 (13.8%)	135 (16.2%)	100 (12%)	79 (9.5%)	136 (16.3%)

※1 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条に基づき、3歳に満たない子を養育する職員は、その子が満3歳に達する日まで育児休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、育児休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 ( ) 内の数は、育児休業取得者数に占める割合を表しています。

##### (2) 自己啓発等休業の承認期間の状況（令和5年度の新規承認者）

区分	自己啓発等休業 取得者数 (人)	自己啓発等休業承認期間ごとの内訳（人）		
		1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下
一般部門	1	0	1	0
教育部門	0	0	0	0
警察部門	0	0	0	0
合計	1	0 (0%)	1 (100%)	0 (0%)

※1 地方公務員法第26条の5に基づき、職員は、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行うため、3年を限度に自己啓発等休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、自己啓発等休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 ( ) 内の数は、自己啓発等休業取得者合計数に占める割合を表しています。



(3) 配偶者同行休業の承認期間の状況（令和5年度の新規承認者）

区 分	配偶者同行休業 取得者数 (人)	配偶者同行休業承認期間ごとの内訳（人）		
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下
一般部門	0	0	0	0
教育部門	7	1	3	3
警察部門	0	0	0	0
合 計	7	1 (14.3%)	3 (42.9%)	3 (42.9%)

※1 地方公務員法第26条の6に基づき、職員は、外国に勤務等をする配偶者と生活を共にするため、3年を限度に配偶者同行休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、配偶者同行休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 ( ) 内の数は、配偶者同行休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(4) 大学院修学休業の承認期間の状況（令和5年度の新規承認者）

区 分	大学院修学休業 取得者数 (人)	大学院修学休業承認期間ごとの内訳（人）		
		1年間	2年間	3年間
教育部門	0	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )

※1 教育公務員特例法第26条に基づき、公立の小中学校等の教諭等は、大学院の課程等に在学してその課程を履修するため、3年を超えない範囲内で年を単位として大学院修学休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、大学院修学休業の期間中は支給されません。

※2 教育部門は、県立学校、小中学校等に勤務する教諭等をいいます。

※3 ( ) 内の数は、大学院修学休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(5) 介護休暇の承認期間の状況（令和5年度の新規承認者）

区 分	介護休暇 取得者数 (人)	介護休暇承認期間ごとの内訳（人）					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
一般部門	1	1	0	0	0	0	0
教育部門	0	0	0	0	0	0	0
警察部門	1	1	0	0	0	0	0
合 計	2	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

※1 他に介護する者がいない疾病、負傷その他の事由により常時介護を必要とする配偶者、一親等の親族又は生計を一にする親族を介護する場合、職員は、90日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間介護休暇を取得することができます。給与（給料及び諸手当）は、介護休暇を取得した期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 ( ) 内の数は、介護休暇承認者合計数に占める割合を表しています。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和5年度）

区 分		降 給	降 任	休 職	免 職	合 計
①勤務実績が良くない場合	一般部門	/	0	/	0	0
	教育部門	/	0	/	0	0
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	0	/	0	0
②心身の故障の場合 (職員の精神又は肉体に故障があり職務に支障を生じる場合)	一般部門	/	0	272	0	272
	教育部門	/	0	211	0	211
	警察部門	/	0	75	0	75
	小 計	/	0	558	0	558
③職に必要な適格性を欠く場合 (素質、能力、性格等に基 因してその職務の円滑な遂 行に支障がある場合)	一般部門	/	0	/	0	0
	教育部門	/	1	/	0	1
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	1	/	0	1
④職制、定数の改廃、予算 の減少により廃職、過員を 生じた場合	一般部門	/	0	/	0	0
	教育部門	/	0	/	0	0
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	0	/	0	0
⑤刑事事件に関し起訴され た場合	一般部門	/	/	0	/	0
	教育部門	/	/	3	/	3
	警察部門	/	/	0	/	0
	小 計	/	/	3	/	3
⑥条例で定める事由による場 合 (大学等において職務の遂行 に関連がある上位の資格取得 や調査、研究に従事する場合 又は災害により生死不明又は 所在不明となった場合)	一般部門	/	/	0	/	0
	教育部門	/	/	0	/	0
	警察部門	/	/	0	/	0
	小 計	/	/	0	/	0
合 計	一般部門	0	0	272	0	272
	教育部門	0	1	214	0	215
	警察部門	0	0	75	0	75
	小 計	0	1	561	0	562

※1 分限処分とは、公務の能率の維持の目的から、勤務成績が良くない場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、職員の意に反して降任又は免職等の処分をすることをいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

## (2) 懲戒処分者数（令和5年度）

区 分		戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
①給与・任用に関する不正 （諸給与の不正領得の場合等）	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
②一般服務違反関係 （職務命令違反、守秘義務違反の場合等）	一般部門	0	1	0	0	1
	教育部門	0	3	2	1	6
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	0	4	2	1	7
③一般非行関係 （傷害・暴行の刑法違反の場合等）	一般部門	0	0	1	0	1
	教育部門	0	0	2	0	2
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	3	0	3
④収賄等関係	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	1	1
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	1	1
⑤道路交通法違反	一般部門	0	1	1	0	2
	教育部門	0	0	1	2	3
	警察部門	0	1	2	0	3
	小 計	0	2	4	2	8
⑥管理監督責任	一般部門	1	0	0	0	1
	教育部門	4	3	0	0	7
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	5	3	0	0	8
合 計	一般部門	1	2	2	0	5
	教育部門	4	6	5	4	19
	警察部門	0	1	2	0	3
	小 計	5	9	9	4	27

※1 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることをいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

## 6 再就職状況

区分	再就職者の氏名	離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位
一般部門	海老原二良	総務部調整監	R5. 3. 31	R5. 4. 1	(一社)茨城県観光物産協会	観光・物産の振興	専務理事
	川股 圭之	県民生活環境部長	R5. 3. 31	R6. 6. 27	首都圏新都市鉄道(株)	鉄道事業	常務取締役
	川上 智美	健康推進課長	R5. 3. 31	R6. 4. 1	日本赤十字社茨城県支部水戸赤十字病院	医療業	企画課係長
	小川 英子	地域保健調整監兼保健指導課長	R5. 3. 31	R6. 4. 1	筑波大学附属病院難病医療センター	医療業	難病診療連携コーディネーター
	滑川 裕之	農業総合センター農業研究所長	R5. 3. 31	R6. 4. 1	ヤンマーアグリジャパン(株)関東甲信越支社	農政情報の収集、商品のPR等	営農推進担当部長
	池元 和典	総務部長	R6. 3. 31	R6. 5. 1	日本赤十字社茨城県支部	災害救護活動、ボランティアの育成等	事務局長
	安嶋 達也	総務事務センター長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	茨城県私学協会	私学振興業務	事務局長
	安嶋 達也	総務事務センター長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(公社)茨城県私学教育振興会	私学振興業務	事務局長
	小室 孝二	県北県民センター県民福祉課地域福祉室長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(公社)茨城県農林振興公社	農地中間管理事業、新規就農支援等	園芸リサイクルセンター長
	角田 浩美	県南県民センター長	R6. 3. 31	R6. 6. 1	茨城県商工会連合会	商工会経営相談、小規模事業者支援	専務理事
	塙 伸一	水戸県税事務所長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(公財)いばらき文化振興財団	文化芸術に関する普及、機会の提供等	専務理事兼事務局長
	根本 拓也	常陸太田県税事務所長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	茨城県行政書士会	各種研修会の開催、無料相談会の実施等	事務局長
	仁平 宏	土浦県税事務所長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	つくば市商工会	商工業者に係る融資及び補助金の交付等	事務局長
	藤田 英雄	霞ヶ浦浄化対策監兼廃棄物規制対策監	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(社福)恩賜財団済生会支部茨城県済生会 龍ヶ崎済生会病院	医療業	事務部次長兼総務課長
	森島 啓子	県西食肉衛生検査所長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(公社)茨城県獣医師会	と畜検査補助事業	と畜検査補助員
	金澤 竜司	福祉政策課人権施策推進室長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(一社)茨城県建設業協会	建設業に関する調査研究、研修、啓発等	建設業労働災害防止協会茨城県支部事務局長
	本谷 忍	福祉相談センター長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(社福)恵愛会特別養護老人ホーム筑波園	社会福祉事業	事務長
	瀬谷 茂樹	産業技術イノベーションセンター副センター長兼管理部長	R6. 3. 31	R6. 5. 30	(一社)茨城県消防設備協会	消防設備業	常務理事
	金 徹	農林水産部次長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	茨城県土地改良事業団体連合会	土地改良事業の推進等	専務理事
	郡司 彰	農地局長	R6. 3. 31	R6. 7. 1	(一社)茨城県農業会議	市町村農業委員会の連絡調整・支援等	専務理事
	磯邊 晋吾	農林水産部次長兼林政課長	R6. 3. 31	R6. 6. 3	茨城県森林組合連合会	森林経営指導、林産物の販売、病虫害防除等の森林保護	代表理事専務
	久保田良英	鹿行農林事務所土地改良部門長	R6. 3. 31	R6. 4. 15	常陽測量設計(株)	建設コンサルタント	技師長
	萩原 宏彦	県南農林事務所次長兼企画調整部門長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(一財)茨城県住宅管理センター	茨城県営住宅等の管理業務	つくばセンター長
石寺 真	県西農林事務所長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(一社)茨城県観光物産協会	観光・物産の振興	常務理事兼事務局長	
武井 正一	畜産センター副センター長兼管理課長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	守谷市商工会	小規模事業者の経営の改善発達支援事業	事務局長	

	山中 賢一	農業総合センター農業大学校長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(一財) 茨城県建設技術管理センター	建設技術に関する研修、建設材料の品質試験及び調査等	総務部長
	海老沢良忠	水産試験場長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(公財) 茨城県栽培漁業協会	放流用魚貝類種苗生産事業、栽培漁業普及啓発事業	事務局長
	矢島めぐみ	県南農林事務所企画調整部門振興・環境室長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	茨城県共同受発注センター	農福連携の推進(障がい者自立支援のための農業の仕事の斡旋)	農福連携推進専門員
	生田目好美	土木部次長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(一財) 茨城県建設技術公社	建設事業に関する技術・技能の研修等	理事長
	梅澤 信行	土木部技術管理統括監兼検査指導課長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(一財) 茨城県建設技術公社	建設事業に関する技術・技能の研修等	常務理事
	根田 信義	港湾課長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(公財) 茨城県開発公社	土地開発事業、宿泊施設事業、水道事業等	参与
	永井 辰也	港湾課港湾経営室副参事	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(公社) 茨城県シルバー人材センター連合会	シルバー人材センターに対する指導、助言等	総務課長
	永作 明義	水戸土木事務所次長兼総務課長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	茨城県道路公社	有料道路の建設及び管理運営	総務課長
	久松 勝弘	筑西土木事務所技佐兼次長兼道路整備課長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(株) 光和コンサルタンツ	技術指導等(建設コンサルタント、測量)	常務
	白戸 元文	常陸太田工事事務所長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	伸光エンジニアリング(株)	技術指導等(地質調査、建設コンサルタント、測量)	理事
	秋山 文昭	鉾田工事事務所長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	日特建設(株)	建設業	技術部長
	野島 泰久	圏央道沿線整備推進監兼竜ヶ崎工事事務所長	R6. 3. 31	R6. 6. 25	(公財) 茨城県開発公社	土地開発事業、宿泊施設事業、水道事業等	常務理事
	塙 広実	境工事事務所長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	鹿島都市開発(株)	施設管理業務、設計監理業務	取締役
	高野 亨	茨城港湾事務所長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	茨城県コンクリート製品協同組合	組合員のための協同事業	専務理事
	萩谷 靖	鹿島下水道事務所長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(株) 茨城ポートオーソリティ	茨城港区の管理業務、航路誘致などの港湾振興業務等	専門官
	井上 高雄	会計管理者	R6. 3. 31	R6. 6. 26	(株) ひたちなかテクノセンター	企業の支援、育成に関する業務	代表取締役専務
	菅谷 誠一	人事委員会事務局長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	茨城県医師国民健康保険組合	国民健康保険法に基づく保険給付等	事務長
	佐竹 義人	企業局次長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(株) 開発計画研究所	建設コンサルタント業	技師長
	小山 良雄	県下水道事務所長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(株) 東京設計事務所水戸事務所	水コンサルタント(上水道、下水道、環境関連分野)	上席主幹
	関根 仁彦	県下水道事務所技佐兼新治浄水場長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	昱(株)	建設業	参与
	小林 弘明	県立中央病院透析センター長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	医療法人青藍会 大場内科クリニック	医療業	腎臓内科医師
	森田 達也	県立こころの医療センター付	R6. 6. 30	R6. 7. 1	茨城県国民健康保険団体連合会	国民健康保険法に基づく診療報酬の審査支払業務等	常務理事
教育部門	青山 泰久	麻生高等学校校長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	社会福祉法人至福会	特別養護老人ホームの施設管理・運営全般	施設長
	磯山 佳美	牛久高等学校校長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	聖徳大学	教育関係業務	教授
	渡邊 政美	水戸第二高等学校校長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	茨城大学	教育関係業務	特命教授
	柴山 修二	中央高等学校校長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	清真学園	教育関係業務	副校長
	大崎 弘美	牛久栄進高等学校校長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	つくば国際大学東風高等学校	教育関係業務	校長

警察部門	村上 貴志	人身安全少年統括官	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(株) 常陽銀行	金融業	嘱託参事役
	金子 満	組織犯罪対策統括官	R6. 3. 31	R6. 7. 1	(一社) 茨城県安全運転管理協会	交通安全対策事業	専務理事
	中山 文雄	つくば警察署長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(公財) 交通事故総合分析センター	交通事故に関する総合的・科学的な調査研究	つくば交通事故調査事務所長
	長峯 博文	日立警察署長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	総合警備保障 (株)	警備業	総務部担当部長
	久保田 和規	取手警察署長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(株) たいよう共済	制度保険及び各種損害保険の代理店業務	副支店長
	前田 英明	高速道路交通警察隊長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	自動車安全運転センター	安全運転研修業務等	茨城県事務所課長
	阿久津 明典	外事課長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(一財) 茨城県交通安全協会	交通安全対策事業	業務部長
	清水 裕行	那珂警察署長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	東京電力パワーグリッド (株)	電気事業	渉外担当
	鈴木 由希夫	大宮警察署長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	東京海上日動火災保険 (株)	損害保険業	渉外役
	所 智幸	竜ヶ崎警察署長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	イオンモール (株)	総合小売業	渉外部長
	長塚 憲章	筑西警察署長	R6. 3. 31	R6. 6. 16	関鉄観光バス (株)	交通・運輸	運転士
	下河邊 克巳	捜査第三課長	R5. 3. 31	R6. 4. 1	(一財) 茨城県交通安全協会	交通安全対策事業	交通教育センター副所長兼更新時講習課長
	廣瀬 智城	運転免許センター理事官	R6. 3. 31	R6. 4. 1	結城信用金庫	金融業	チーフアドバイザー
	矢嶋 豊	警備課航空隊長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	全国共済農業協同組合連合会	損害保険業	茨城県本部顧問
	長山 一弘	ひたちなか警察署副署長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	ウエルシア薬局 (株)	小売業	保安担当部長
	林部 充広	交通部参事兼運転免許センター長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	自動車安全運転センター	安全運転研修業務等	会計課長
矢田部 智司	情報管理課長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	(一社) 茨城県指定自動車教習所協会	自動車教習所運営の合理化に関する調査研究等	事務局長	

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

## 7 職員の研修の状況（令和5年度）

職員に対する主な研修は、「自治研修所」、「教育研修センター」及び「警察学校」で行われている。

区分	概要	受講者数（延べ）
一般職員	職務の遂行に必要な知識と技能を修得するための一般研修（職層ごと）と職務の遂行に必要な能力・資質等を向上させることを目的とした特別研修を自治研修所において行っている。 一般研修は、新規採用職員研修、主事・技師研修等9課程を実施し、特別研修は、公務員のためのデザイン講座、D X講座等22講座を実施した。	1,997人 ※修了者数
教育職員	職務上又は本人の希望に基づいて、経験年数、職能、担当教科等を踏まえ、教職員としての専門的資質の向上を図ることを目的とした研修を教育研修センターで行っている。 基本研修44講座、専門研修70講座、特別研修として長期研修（内地留学）を実施した。	29,636人
警察職員	警察学校において、各級警察職員の能力向上のため、採用時、昇任時に教養を実施したほか、実務能力の強化を目的として専門的な知識と技能を習得させるための各種教養を実施している。※昇任時教養については、警察大学校及び関東管区警察学校を含む。	1,254人

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。

※2 教育職員とは、教員をいいます。

※3 警察職員とは、警察官をいいます。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利（令和5年度）

地方公務員法第42条の規定に基づき、心身ともに健康であり職務遂行が安心してできる組織環境を構築していくため、県・共済組合・互助団体により職員の健康管理、福利厚生等の事業を計画的に実施している。

区分	事業	実施項目	参加者数又は受診者数	事業主体	
一般部門	ライフプラン確立の支援	ライフプランセミナーの開催(年1回開催)	187人	県	
		ライフプラン講習会の開催(年4回開催)	140人	県	
		ライフプラン相談の実施	183人	県	
	健康保持・増進の支援	健康づくり教室の開催(年2回開催)	134人	県・共	
		各種健康診断の実施	定期健康診断	3,698人	県
	特定年齢(45歳)心とからだの健康診断		104人	県	
	胸部精密検査		0人	県	
	要指導者・要観察者健康診断		0人	県	
	特殊業務従事者健康診断		274人	県	
	情報機器作業従事者健康診断		639人	県	
	人間ドック検診		2,997人	県・共	
	婦人科検診(乳がん)		128人	県	
	婦人科検診(子宮がん)		138人	県	
	胃部検診		322人	県	
	大腸がん検診		367人	県	
	腹部超音波検診		370人	県	
	退職予定者検診		63人	県・共	
	健康相談・指導		866人	県	
	歯周病検診	87人	共		
	メンタルヘルスケアの実施	精神保健相談	2,203人	県	
		メンタルヘルス研修会の開催(年1回)	173人	県	
	元気回復事業の実施	スポーツレクリエーション大会	—	県	
	福利厚生施設の整備・利用促進	職員駐車場の管理・運営(教育・警察部門含む)	—	県	
		職員厚生棟の管理・運営(教育・警察部門含む)	—	県	
		庁内保育所の管理・運営	—	共	
	教育部門	ライフプラン確立の支援	ライフプラン講習会の開催(年3回開催)	179人	県・共・互
			各種健康診断の実施	定期健康診断	2,981人
特定年齢健康診断		195人		県	
情報機器作業従事者健康診断		535人		県	
B・C型肝炎検査		—		県	
人間ドック健診		16,454人		県・共・互	
胃部検診		881人		県	
大腸がん検診		52人		県	
60歳総合検診		554人		県・共・互	
メンタルケアの実施		精神保健等相談	464人	県	
		メンタルヘルス講演会の開催	1,332人	県・共	
		教育庁職員等メンタルヘルス講習会の開催	51人	県	
		メンタルヘルスガイドブック等の配付	1,123人	県	
		教育庁等職員ストレスチェック事業	8,577人	県	



警察部門	ライフサイクルプラン確立の支援	ライフサイクルプラン研修会（55歳、初任補修科対象：2回）	136人	県・共・互
		ライフサイクルプラン研修会（45歳対象：3回）	139人	県・共・互
		ライフサイクルプラン研修会（35歳、新婚対象：4回）	316人	県・共・互
	健康保持・増進の支援	生活習慣改善等セミナー	161人	県・共
	各種健康診断の実施	定期健康診断	3,322人	県・共
		人間ドック	2,102人	県・共・互
		脳ドック	65人	県・共・互
		深夜業従事者健康診断	1,329人	県
		特殊業務従事者健康診断（水難救助部隊員等）	285人	県
		胃がん検診	458人	県
	メンタルヘルスケアの実施	大腸がん検診	832人	県
		メンタルヘルス教養	694人	県・共
		部外カウンセリング	39人	県
	健康相談等	健康相談（健康管理医）	1,162人	県
		健康相談・保健栄養指導（保健師）	1,743人	県

※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※3 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※4 参加者数又は受診者数「-」は、中止等となった事業を指します。

## (2) 公務災害認定件数（令和5年度）

### 職種別認定件数及び災害発生率

区分	認定件数(件)	発生率(件/千人)
一般部門	47	7.08
教育部門	121	5.46
警察部門	69	12.77
合計	237	6.93

※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※3 警察部門は、警察本部、警察署などに勤務する職員をいいます。

第2 地方公務員法第58条の2第2項の規定による茨城県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験

ア 試験の実施状況

(ア) 大学卒業程度試験

- a 期 日 第1次試験 令和5年4月5日～18日（事務（知事部局等B）  
6月18日（上記以外の職種）  
第2次試験 令和5年5月15日～26日（事務（知事部局等B）  
7月7日～8月9日（上記以外の職種）

b 試験結果

職 種	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)	
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)		
事 務	知事等 A	97	504	381	218	195	128	3.0
	知事等 B	10	278	254	49	39	16	15.9
	警 察	7	55	38	20	16	9	4.2
電 気	知事等	4	10	8	6	5	4	2.0
	警 察	1	0	-	-	-	-	-
機 械	2	9	5	4	2	2	2.5	
土 木	24	53	39	31	30	25	1.6	
建 築	1	8	6	5	4	2	3.0	
化 学	2	8	6	4	2	2	3.0	
薬 剤 師	4	9	7	7	7	6	1.2	
管理栄養士	1	15	9	5	5	2	4.5	
農 業	17	48	37	27	23	20	1.9	
農 業 土 木	5	7	5	5	5	4	1.3	
畜 産	4	13	10	9	8	5	2.0	
林 業	3	7	6	4	4	4	1.5	
水 産	4	17	13	7	4	4	3.3	
福 祉	12	33	28	26	25	15	1.9	
心 理	5	18	15	10	9	6	2.5	
計	203	1,092	867	437	383	254	3.4	

(イ) 高校卒業程度試験

- a 期 日 第1次試験 令和5年9月24日、10月8日（追加試験）  
第2次試験 令和5年10月11日、16日～27日

b 試験結果

職 種	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)	
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)		
事 務	知事等	30	190	166	111	96	51	3.3
	警 察	4	33	27	17	14	8	3.4
電 気	知事等	2	1	1	1	0	0	-
	警 察	1	2	2	2	2	0	-
土 木	7	9	8	6	6	6	1.3	
農 業	1	4	4	4	4	2	2.0	

	小 計	45	239	208	141	122	67	3.1
小職 中学校員	事 務	16	90	83	48	45	21	4.0
	合 計	61	329	291	189	167	88	3.3

(ウ) 特別試験（大学卒業程度試験・高校卒業程度試験）

- a 期 日 第1次試験 令和5年12月3日  
第2次試験 令和6年1月10日、17日～18日

b 試験結果

試験区分	職 種	採用予定 人員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)
			応募人 員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
大学卒業 程度	土 木	3	5	2	1	1	0	-
	化 学	1	5	2	2	2	1	2.0
	農 業	3	8	6	3	3	2	3.0
	農業土木	1	0	-	-	-	-	-
高校卒業 程度	土 木	2	3	2	2	2	1	2.0
	合 計	10	21	12	8	8	4	3.0

(エ) 警察官採用試験（一般：警察官A、警察官B、職務経験者：警察官A、警察官B（第1回））

- a 期 日 第1次試験 令和5年5月14日  
第2次試験 令和5年6月10日、11日、7月10日～14日

b 試験結果

試 験 区 分	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)	
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)		
一 般	男性A	42	233	191	139	123	74	2.6
	女性A	18	68	54	50	38	23	2.3
	計	60	301	245	189	161	97	2.5
	男性B	6	107	81	55	46	13	6.2
	女性B	4	38	23	17	11	5	4.6
	計	10	145	104	72	57	18	5.8
職 務 経 験	男性A	4	8	8	5	5	2	4.0
	女性A	2	1	1	1	1	1	1.0
	計	6	9	9	6	6	3	3.0
	男性B	1	6	3	1	1	1	3.0
	女性B	1	0	-	-	-	-	-
	計	2	6	3	1	1	1	3.0

(オ) 警察官採用試験（一般：警察官A、警察官B、職務経験者：警察官A、警察官B（第2回））

- a 期 日 第1次試験 令和5年9月17日  
第2次試験 令和5年10月14日、15日、11月20日～24日

b 試験結果

試験区分	採用予定 人員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)	
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)		
一般	男性A	9	97	59	36	35	15	3.9
	女性A	5	37	8	7	7	5	1.6
	計	14	134	67	43	42	20	3.4
	男性B	26	146	104	68	64	30	3.5
	女性B	12	71	53	42	39	16	3.3
	計	38	217	157	110	103	46	3.4
職務経験	男性A	1	7	4	2	2	1	4.0
	女性A	1	0	-	-	-	-	-
	計	2	7	4	2	2	1	4.0
	男性B	1	6	3	1	1	1	3.0
	女性B	1	0	-	-	-	-	-
	計	2	6	3	1	1	1	3.0

(2) 選考

ア 社会人経験者採用選考

(7)期 日 第1次選考 令和5年9月10日、17日(第1回)

令和5年12月3日(第2回)

第2次選考 令和5年10月14日、28日(第1回)

令和6年1月13日(第2回)

※獣医師採用選考は、7月2日(1回目)、11月19日(2回目)、  
1月28日(3回目)

(イ)選考結果

職種	採用予定 人員 (人)	第1次選考			第2次選考		競争率 (A)/(B) (倍)
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
事務(知事部局等)	12	211	180	36	35	13	13.8
事務(警察本部)	1	15	13	4	4	2	6.5
事務(IT) (警察本部)	1	5	4	4	4	1	4.0
管理栄養士	1	10	9	5	5	1	9.0
農業	2	11	11	7	7	4	2.8
福祉	5	30	29	18	18	7	4.1
心理	2	4	3	2	2	2	1.5
電気(第2回)	2	4	3	3	3	2	1.5
機械(第2回)	1	4	4	2	1	0	-
獣医師(1回目)	6	2	2	-	-	2	1.0
獣医師(2回目)		2	2	-	-	2	1.0
獣医師(3回目)		3	3	-	-	2	1.5
計	33	301	263	81	79	38	6.9

イ 障害者を対象とした採用選考

(7)期 日 第1次選考 令和5年10月22日

第2次選考 令和5年11月19日

## (イ)選考結果

職 種	採用予定 人 員 (人)	第1次選考			第2次選考		競争率 (A)/(B) (倍)
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
事務（知事等）	5	57	43	23	23	5	8.6
事務（警察本部）	1	5	2	1	1	0	-
小中学校事務	1	6	3	2	2	0	-
計	7	68	48	26	26	5	9.6

## ウ その他の選考

		人員 (人)	内 容
知事部局	部 長 級	2	土木 2
	課 長 級	4	土木 1、原子力工学 1、医師 2
	課 長 補 佐 級	6	事務 5、児童自立支援専門員 1
	係 長 級	25	事務 5、電気 2、土木 1、管理栄養士 1、農業 2、福祉 2、心理 1、獣医師 5、保健師 3、診療放射線技師 2、臨床検査技師 1
	主任・主事・技師級	18	事務 3、土木 1、獣医師 12、職業訓練指導員（機械科）1、職業訓練指導員（情報系）1
	小 計	55	
教育委員会	課 長 級	2	事務 2
	課 長 補 佐 級	18	事務 15、文化財主事 3
	係 長 級	10	事務 6、文化財主事 4
	主任・主事・技師級	1	司書 1
	小 計	31	
警察本部	警 視	6	
	警 部	15	
	警 補	5	
	巡 査 部 長	7	
	巡 査 長	-	
	巡 査 長	4	
	課 長 補 佐	2	電気 2
	課 長 補 佐	2	柔剣道等指導員 1、心理 1
	係 長	2	事務 1、電気 1
主任・主事・技師級	5	航空整備士 1、犯罪鑑識員 3、心理カウンセラー 1	
	小 計	48	
病院局	部 長 級	1	医師 1
	課 長 級	-	
	課 長 補 佐 級	-	
	係 長 級	9	医師 9
	主任・主事・技師級	1	医療事務 1
	小 計	11	
	合 計	145	

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和5年10月3日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し職員の給与等について報告し、併せて、給与の改定について勧告した。その要旨は、次のとおりである。

### (1) 民間給与との比較

#### ア 月例給（令和5年4月の公民較差）

民間 (A)	職員 (B)	較差 (A-B)
377,591 円	374,214 円	3,377 円 (0.90%)

#### イ ボーナス（支給月数）

民間 (A)	職員 (B)	差 (A-B)
4.51 月	4.40 月	0.11 月

### (2) 給与等の報告・勧告の内容

#### ア 職員の給与

##### (ア) 公民較差等に基づく給与改定

###### a 給料表

- 行政職給料表は、若年層に重点を置き、全級全号給の給料月額を引上げ（引上げ額：12,000 円から 1,000 円）、  
大卒初任給を 10,700 円、高卒初任給を 12,000 円引上げ

- その他の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に給料月額を引上げ

###### b 初任給調整手当

医師及び医師である大学教員の初任給調整手当の支給限度額を国に準じて引上げ

###### c ボーナス

ボーナスの支給月数の引上げ（4.40 月→4.50 月：0.10 月分）

引上げ分は、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

##### (イ) 在宅勤務等手当の新設

一定の期間以上継続して、1 か月当たり 10 日を超えて在宅勤務等を行う職員に対し、月額 3,000 円の手当を支給

##### (ウ) その他

###### a 会計年度任用職員の給与

勤勉手当の支給及び給与改定について、対応の検討が必要

###### b 給料の調整額及び特殊勤務手当

勤務環境の変化等を考慮し、見直しの検討が必要

###### c 給与制度のアップデート

人事院が表明した給与制度のアップデートの取組について、注視が必要

#### イ 公務の運営

##### (ア) 多様で有為な人材の確保

採用試験の不断の見直しなどにより、技術系職種を始め本県職員志望者の増加を図ることが必要

また、民間人材の活用や積極的な障害者雇用の推進等に、引き続き取り組むことが必要

##### (イ) 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

###### a 人材の育成

研修や人事交流などの能力開発の支援策の充実を通じて、人材育成に引き続き取り組む

ことが必要

b 能力・実績に基づく人事管理の推進

適切な人事評価を行い、給与や人事管理に的確に反映するとともに、評価結果のフィードバックを通じて、職員の勤務意欲の向上等に努めることが重要

c 女性の採用及び登用の促進

女性職員のキャリア形成事例や子育て支援制度等の積極的な広報により、女性受験者の確保に努めることが必要

組織の能力を十分に引き出すために、引き続き意欲と能力のある女性職員の登用が重要

(ウ) 勤務環境の整備

a 柔軟な働き方への対応

既存制度の利用状況の検証等を行いつつ、更なる制度の整備・検討と一層の利用促進を図ることが必要

b 仕事と生活の両立支援

引き続き、各種支援制度の利用促進を図ることが必要

c 長時間労働の是正等

引き続き、業務量に応じた適切な体制を維持しつつ、各職場において時間外勤務の縮減が必要

d 健康づくりの推進

引き続き、職員の健康づくりの推進が必要

e ハラスメント防止対策

職員の勤務意欲の向上、心身の健康及び良好な勤務環境の実現のため、引き続きハラスメントの防止等の取組を進めることが必要

(エ) 公務員倫理等の徹底

県民の信頼に応えるべく、誠実かつ公正に職務を執行するよう、引き続き公務員倫理等の徹底を図ることが必要

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

令和5年度は、係属案件無し

4 職員に対する不利益処分についての審査請求の状況

(1) 懲戒停職処分修正請求事件

ア 申立年月日 令和4年4月27日

イ 請求人 高等学校教諭A

ウ 処分の内容 懲戒停職処分を受けた。

エ 処理状況 令和5年4月25日 処分承認

(2) 懲戒停職処分取消請求事件

ア 申立年月日 令和6年1月23日

イ 請求人 市立中学校校長B

ウ 処分の内容 懲戒停職処分を受けた。

エ 処理状況 令和6年1月30日 受理